

# 施設等の利用料の一部を給付します！

～豊島区 多様な集団活動等利用支援事業～

地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、本区の定める基準に適合した施設等を利用する幼児の保護者が施設等に支払った利用料の一部を、後日豊島区から給付します。

## 対象の方

- 豊島区内に住民登録があり、満3歳に達した後最初に迎える4月1日から満6歳に達した後最初に迎える3月31日までの期間の幼児。
- 概ね1日4時間以上、8時間未満、週5日以上、年間39週以上施設等を利用していること。
- 月の初日から在籍していること。

※給付には、利用する施設等が、対象施設等として区からの決定を受けていることが必要です。

## 給付について

- 1人あたり月額20,000円（上限）

※過去3か年の平均月額利用料が2万円を下回る対象施設等を利用する場合は、その平均月額利用料まで。

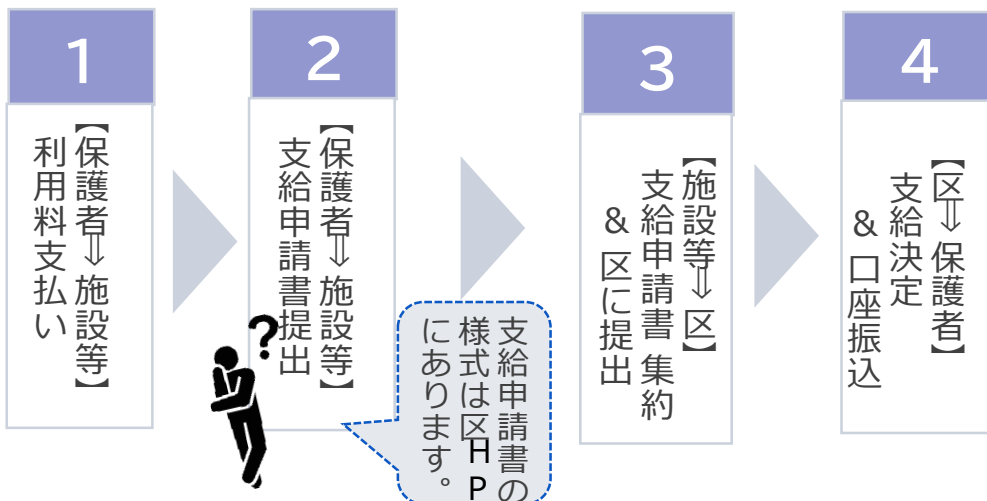
- 施設等が取りまとめて豊島区に申請するタイミングは下記の通りです。  
年2回に分けて保護者の銀行口座に直接振り込みます。



利用期間	提出期限	給付時期（予定）
4～9月分利用料	10月上旬～中旬	11月末頃
10～3月分利用料	4月上旬～中旬	5月末頃

※保護者が施設に申請書を提出する期限は各施設等で異なりますので、利用する施設等に確認してください。

## 申請の流れ



## 問合せ先

- 豊島区保育課 入園グループ
- 03-3981-2140
- 詳細は区HPをご覧ください。

豊島区役所 > 子育て・教育・若者 > 保育 > 補助金・助成金に関すること > 豊島区地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業

QRコード掲載

